

■被扶養者認定のための取扱要領

| 区 分 | 改正 | 現行 |
|-----|--|--|
| 1 | <p>収入のある場合</p> <p>①～③を 満たしているこ と</p> <p>★被保険者と同一世帯の場合 ①年間収入が130万円未満 (但し、60歳以上または障害者は 180万円未満) ②年間収入が被保険者の1/2未満 (但し、<u>学生(22歳到達年度の3月 31日まで)</u>は除く) ③一人あたりの生計費の判定</p> <p>★被保険者と同一世帯にない場合 ①年間収入が130万円未満 (但し、60歳以上または障害者は 180万円未満) ②年間収入が被保険者からの援助 (仕送り)より少ない ③一人あたりの生計費の判定</p> | <p>★被保険者と同一世帯の場合 ①年間収入が130万円未満 (但し、60歳以上または障害者は 180万円未満) ②年間収入が被保険者の1/2未満 ③一人あたり生計費の判定</p> <p>★被保険者と同一世帯にない場合 ①年間収入が130万円未満 (但し、60歳以上または障害者は 180万円未満) ②年間収入が被保険者からの援助 (仕送り)より少ない ③一人あたりの生計費の判定</p> |

「年間収入」の捉え方

年間収入については、「前年(1月～12月)」の収入で判定してきましたが、扶養の事実が発生した日以降の見込み収入額となります。